

公益財団法人日本環境整備教育センター 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人日本環境整備教育センター（以下「教育センター」という。）定款第15条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥協性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、定款第23条の規定に基づく理事及び監事をいい、定款第12条の規定に基づく評議員と併せて役員等という。
- 二 常勤役員とは、理事のうち、教育センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- 三 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 四 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 五 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 教育センターは、常勤役員及び非常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、定款第29条の規定により支給する。
- 3 役員等に対して、教育センターより講習会、研修会等の講師及び委員並びに原稿の執筆、査読、翻訳等を依頼した場合、別に定める役員等への講師・委員謝金及び原稿執筆謝金等の支払いに関する規則に基づき、支給することができる。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じて退職手当を支給することができる。

(報酬月額の設定)

第4条 教育センターの常勤役員の報酬月額は、別表「常勤役員の報酬月額支給基準」のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬の支給)

第5条 報酬の支給日、支給方法並びにその他の報酬の支給に関し必要な事項は、別に定める職員給与規程に準ずる。

(退職手当)

第6条 常勤役員の退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又

は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職手当は、常勤役員が退職し、又は解任した日の属する年度におけるその者の報酬年額を12等分し、100分の10を乗じて得た額に、その者の常勤役員として在職した月数を乗じて得た額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。
- 3 退職手当の支給日、支給方法並びにその他退職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める職員退職手当規程に準ずる。

(費用)

第7条 教育センターは、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。その計算方法は旅費・通勤費規程に準ずる。

(公表)

第8条 教育センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第一項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

(別 表) 常勤役員の報酬月額

	月 額
理 事 長	1,250千円以内
常任理事	1,100千円以内
理 事	1,000千円以内

公益財団法人日本環境整備教育センター
役員等への講師・委員謝金及び原稿執筆謝金等の支払いに関する規則

(講師・委員謝金)

- 第1条 理事、監事並びに評議員（以下「役員等」という。）のうち常勤理事を除く役員等が、公益財団法人日本環境整備教育センター（以下「教育センター」という。）が主催する講習会、研修会及びセミナー等これらに類する会合（以下「講習会等」という。）の講師・委員を務めた場合、理事長は、講師の場合1時間当たり11,000円、委員の場合1回当たり15,000円（委員長の場合17,000円）を支給する。
- 2 教育センターが他と共催する講習会等の講師・委員を務め、共催先から講師等派遣料を収受した場合、理事長は常勤理事に対して収受した講師等派遣料の50%を支払い、常勤理事以外の役員等に対しては、収受した講義等派遣料の80%を支払うこととする。
- 3 教育センター以外の者から役員等が依頼により講習会等の講師・委員を務め、依頼先から講師等派遣料を収受した場合、理事長は常勤理事に対して収受した講師等派遣料の50%を支払い、常勤理事以外の役員等に対しては、収受した講師等派遣料の80%を支払うこととする。

(原稿執筆謝金)

- 第2条 常勤理事を除く役員等が、教育センターが発行する月刊誌又は書籍に執筆した場合、原稿400字当たり2,000円、写真、図、表1点当たり500円を支払う。
- 2 教育センター以外の者から役員等が原稿の執筆を依頼された場合、前条第3号に準ずるものとする。

(改正)

- 第3条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補足)

- 第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から適用する。